

「とくしま木づかい県民会議」ホームページ作成等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「とくしま木づかい県民会議」ホームページ作成等業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

2 業務の概要

(1)業務の名称

「とくしま木づかい県民会議」ホームページ作成等業務

(2)業務の内容

「とくしま木づかい県民会議」ホームページ作成等業務委託仕様書のとおり

(3)予定価格

800,000円(税抜き)

(4)契約期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

3 参加資格

参加資格は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 本社が徳島県内に所在する企業等である者であること(事務所が複数ある場合は、概ね半数以上が徳島県内に所在すること)

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立て、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産法の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続中にある者でないこと

(3) 徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号)第6条に規定する排除の対象となっていない者であること

4 委託契約の方法

(1)契約の方法

簡易公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2)契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を受託候補者とする。

5 応募方法

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1)参加意思確認書の提出

提出書類(1部提出)

ア プロポーザル参加意思確認書(様式1)

提出期限 平成28年11月30日(水)午後5時まで(必着)

(2) 企画提案書の提出

提出書類(各6部提出)

ア 企画提案書(様式2)

イ 業務実績一覧表(様式3)

ウ 実施スケジュール(様式4)

エ 積算内容を記した見積書(様式5)

オ その他の添付資料

- ・3か年の税務申告書類一式(過去3年以内に税の滞納処分がない書類)
- ・法人登記簿謄本
- ・定款又は寄附行為(法人格を有しない場合は、これに類するもの)
- ・直近の決算書又はこれに類する書類
- ・2の(4)のウに該当する者であることが確認できるもの
(定款又は寄附行為等で確認できる場合を除く。)
- ・企業等の概要がわかる資料(パンフレット等)

提出期限

平成28年11月30日(水)から平成28年12月15日(木)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵便により提出すること。

※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

とくしま木づかい県民会議事務局

〒770-8001 徳島県徳島市津田海岸町5番13号

電子メール info@awa-kenmokuren.com

T E L 088-662-2521

F A X 088-662-2224

5 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 応募資格の要件を満たしていない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 見積金額が見積限度額以上であった場合

オ 募集要項に違反すると認められる場合

カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 応募書類の提出期限後の訂正，追加，差替及び再提出は認められない。
- ウ 提出された企画提案書等の書類は，理由の如何を問わず返却しない。
- エ 書類の作成は，A4縦版(片面印刷)横書きとし，11ポイント以上で作成すること。なお，必要に応じて，表，写真等を用いた補足資料を添付することができるが，できる限り簡潔なものとする。
- オ 書類等の作成に用いる用語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- カ 受注者は，受注者が行う業務を一括して第三者に委託し，又は請け負わせることはできない。ただし，業務を効率的に行う上で必要と認められる場合，事前に発注者の承諾を得た上で，業務の一部を委託することができる。

6 応募書類等に係る質問

(1) 質問の受付期限

平成28年11月28日(月)午後5時まで(必着)

(2) 質問の提出

質問は，任意様式により行うものとし，5の(4)に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお，送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として，当該事業に係る条件や提案書提出手続に関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

電子メール又はファクシミリにより回答し，随時，徳島県木材協同組合連合会ホームページに掲載する。

7 審査及び結果通知

(1) 審査方法

受注者選定委員会(以下，「選定委員会」という。)を設置し，選定委員会において企画提案書等の書面審査及び応募者へのヒアリング審査を行う。

ヒアリング審査は，応募者によるプレゼンテーション及び選定委員からの質疑応答を30分以内で実施することとし，選定委員は，評価要領(別紙2)に基づき審査する。なお，ヒアリング審査は12月下旬を予定している。

(2) 最優秀提案者の選定

選定委員会は，ヒアリング審査において，各選定委員の評価に基づき，総合得点の最も高い応募者を最優秀提案者として選定し，とくしま木づかい県民会議事務局に報告するものとする。

(3) 結果の通知

とくしま木づかい県民会議は、審査を受けたすべての応募者に対し、審査結果を文書により通知するとともに、審査結果を徳島県木材協同組合連合会のホームページで公表する。(平成28年12月28日までにホームページ公表予定)

(4) 審査の結果、適切な事業者がない場合は、委託事業者無しとした上で再募集を行う。

(5) 応募者が1者であった場合、審査の結果、委託事業者として適当と認めるときは当該応募者を最優秀提案者とする。

8 日程

平成28年11月18日(金) 募集開始

平成28年11月28日(月) 質問の提出締め切り

平成28年11月30日(水) 参加意思確認書の提出締め切り

平成28年12月15日(木) 企画提案書の提出締め切り

平成28年12月下旬 選定委員会(企画提案書等のヒアリング審査)

平成28年12月下旬 審査結果通知, 契約締結

9 参加辞退

プロポーザル参加意思確認書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の(2)に示す提出期限までに、辞退届(様式6)を提出すること。なお、辞退届の提出は、持参又は郵便によるものとする。

※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

10 費用負担

企画提案書等作成のほか、審査(プレゼンテーション)に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

11 契約の締結

とくしま木づかい県民会議は、最優秀提案者と協議の上、契約を締結する。

なお、企画提案書の内容はすべて採用されることが前提ではなく、必要に応じて内容を一部変更する場合がある。